

医療生協さいたま・埼玉民医連奨学貸付金規程

（目的と対象）

第1条 本奨学貸付金は（「奨学金」とも称す）は、医療生協さいたま（以下「当生協」）の事業所に働く職員を養成し、もって医療生活協同組合・民医連の発展につくす後継者を育成するために、この奨学金制度を定める。貸し付けの対象（以下「奨学生」）は、当生協が必要とする知識・技能・態度を習得するために通学しているものとする。

（奨学生の心得）

第2条 奨学生は、医学医療の勉学に励み一日も早くその目的を達成しなければならない。奨学生は、奨学生会議・病院および診療所実習をはじめとした医療生協・民医連の各種の催し等に参加し、患者の権利章典、民医連綱領に掲げる医療と理念を実践的に学ぶことに努める。

2．さらに、年度末に「進級時面接」等を実施し、1年間の奨学生としての成長と、次年度の奨学生継続の意志を確認する。

（勤務・卒後研修）

第3条 奨学生は、採用試験に合格し、埼玉協同病院をはじめとする各病院・診療所で卒後研修を行い、全県の医療・看護水準の向上に寄与することを心がける。

（貸付の方法）

第4条 奨学金を受けようとする者は申請に必要な所定の書類に借入理由など必要事項を記入し、当生協の本部事務局へ提出の上、面接を受けるものとする。

2．奨学金の決定は、埼玉民医連理事会にて、所定の申請書類及び面接報告書にもとづく審査のうえ行ない、その結果を申請者に通知する。

3．貸付の開始は、原則として申請した月からとし、埼玉民医連理事会で決定する。

（貸付期間）

第5条 奨学金の貸付期間は、知識・技能・態度を習得するための必要な期間（通常学校の定める就学年限をいう）を限度とする。

（貸付の限度額）

第6条 この規程による奨学金の限度額は、当生協の財産が組合員と職員の英知と力によって築きあげられたものであることを相互に理解しあい、信頼関係にもとづき次のとおりとする。

- （1） 医・歯・薬学部1年次～3年次学生 月額5万円
- （2） 医・歯・薬学部4年次～6年次学生 月額6万円
- （3） 看護大学・高等看護学校1年次～3年次学生 月額4万円、5万円のいずれかを選択
- （4） 看護大学4年次学生 月額4万円、5万円、6万円のいずれかを選択
- （5） 高等学校看護科（5年一貫看護師養成課程）4年次～5年次生 月額4万円、5万円のいずれかを選択
- （6） その他当生協が必要とする知識・技能・態度を習得するための通学者 月額4万円

（申請書等）

第7条 奨学金の申請に必要な書類は下記のとおりとする。

- （1） 申請書
- （2） 小論文
- （3） 本人の自筆の履歴書

(4) その他生協が必要とするもの

(支給方法)

第 8 条 奨学金の支給は原則として毎月末日までに当月分を支給する。

- 2 . 支給の方法については、奨学生会議などを通じ、本人に直接渡す。遠方の場合は居住地の民医連を介して支給したり、やむえない事情がある場合は銀行振り込みをする事もある。
- 3 . 申請事由の変更および内容、住所等の変更が生じた場合は 1 カ月以内に、その趣旨を当生協の本部事務局に届けなければならない。
- 4 . 奨学金の受領は、受領書にサインするものとする。但し、銀行振込の場合は、その控えをもって受領書にかえるものとする。

(貸付の中止または停止)

第 9 条 奨学生が、以下の各号に該当する場合には、埼玉民医連理事会または四役会議の議決のもとに、貸付期間満了前であっても、貸付を中止または停止することがある。

- (1) 中途退学をした場合貸付を中止する。
- (2) 留年や休学、成績が著しく不良等の場合は貸付を停止または中止する。
- (3) 奨学生本人から辞退の申し出があった場合所定の手続きにより。
- (4) 貸付対象としてふさわしくないと認められた場合貸付を中止する。

(貸付金の返済)

第 10 条 奨学貸付金の返済は、以下の各号による。

- (1) 卒業後、当生協に勤務したものに對しては、退職時まで返済を猶予する。尚、退職時に、貸付金の残額があるときは、ただちに全額を返済するものとする。
- (2) 卒業後、当生協に勤務しなかったものは、ただちに全額を返済するものとする。
- (3) 第 9 条の中止に該当するものは、貸付の中止後ただちに全額を返済するものとする。
- (4) 事情により、例外的返済方法を認めることができる。この例外措置は埼玉民医連理事会において決定する。
- (5) 例外的返済方法として分割返済する場合は「職員貸付金規程」に準じて利息を発生させるものとする。但し、利息の計算は奨学生の身分が終了した翌月を基点とする。分割返済の期間は原則 3 年以内とし返済契約書を作成し双方が一通ずつ所持するものとする。
- (6) 当生協以外の民医連・法人に勤務する場合は、当該民医連、当該法人と事前に協議を行い返済契約書を作成の上、当該組織より返済を受けるものとする。

(貸付金の返済免除)

第 11 条 卒業後、当生協に勤務したものについては、資格取得後の勤務期間が返済免除期間に達した場合には、貸付金の一部または全額を返済免除することができる。ただし、休職、産休等により通常の勤務に就けなかった期間は、勤務期間に含めないものとする。

2 . 医師・歯科医師、薬剤師についての返済免除の発生日と返済免除期間は、以下のとおりとする。

(1) 医師の場合

勤務期間が 3 6 ヶ月に達した日。

以降、勤務期間が 6 ヶ月を経過するごとの日。

(2) 歯科医師の場合

勤務期間が 2 4 ヶ月に達した日。

以降、勤務期間が 6 ヶ月を経過するごとの日。

(3) 薬剤師の場合

勤務期間が 1 2 ヶ月に達した日。

以降、勤務期間が 6 ヶ月を経過するごとの日。

尚、返済免除額は、奨学金貸付終了時の合算額を、貸付期間(月数)で除した額とする。

3 . 看護師についての返済免除の発生日と返済免除期間は、以下のとおりとする。

(1) 勤務期間が 1 2 ヶ月に達した日。

(2) (1) 以降、勤務期間が 6 ヶ月を経過するごとの日。

ただし、返済免除期間は、勤務期間が以下の月数に達した日をもって最終日とし、その時点で貸付金残額の全てを返済免除とする。

看護大学卒 6 0 ヶ月

高等看護学校卒 4 2 ヶ月

免除する金額は、経過した勤務期間(月数)に 40,000 円を乗じた額とする。

4 . 医師・歯科医師・看護師以外の職種についての返済免除の発生日と返済免除期間は、以下のとおりとする。

(1) 勤務期間が 1 2 ヶ月に達した日。

(2) (1) 以降、勤務期間が 6 ヶ月を経過するごとの日。

5 . 経過措置として、2 0 0 4 年 4 月 1 日より前に勤務したものは、全ての職種に置いて、最初の一年未満の勤務では返済免除は発生しない。勤務が一年以上経た時にその期間に相当する貸付金の返済免除が発生する。その後は 6 ヶ月を経るごとにその期間の免除が発生するものとする。

(貸付金の返済免除にともなう課税)

第 12 条 返済免除により、免除された期間に相当する免除額に対して所得税を源泉徴収する。徴収方法については、別途確認する。

(準奨学金の貸付)

第 13 条 学業終了後、当生協に勤務する意思を有するもので、本人が希望する場合には、他団体の貸付金の返済資金を貸しつけることができる。この貸付金を準奨学金と言い、この規程の各条項を準用する。

準奨学金の貸付金額は、原則として、当医療生協の規程による奨学金貸付限度額を上限として、貸付金額、貸付期日、貸付方法、返済方法等は、本人との協議によって定める。

(例外措置)

第 14 条 本規程各条の適用において、例外措置が必要と認められる場合には、本規程の趣旨に沿って、埼玉民医連理事会または四役会議で決定し、当生協常務理事会が承認する。

付則

- 1 . この規程の改廃は、埼玉民医連理事会が決定し、当生協常務理事会が承認する。
- 2 . この規程は、1 9 9 2 年 4 月 1 日より実施する。
- 3 . この規程は、1 9 9 5 年 7 月 1 日より実施する。
- 4 . この規程は、2 0 0 0 年 4 月 1 日より実施する。
- 5 . この規程は、2 0 0 1 年 1 月 2 5 日より実施する。
- 6 . この規程は、2 0 0 2 年 6 月 1 日より実施する。
- 7 . この規程は、2 0 0 3 年 1 2 月 1 日より実施する。
- 8 . この規程は、2 0 0 5 年 1 0 月 1 日より実施する。
- 9 . この規程は、2 0 0 7 年 8 月 1 日より実施する。